

（タンクの水張検査等）

第 6 0 条 消防長は、前条第 1 項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行い、その結果、第 32 条の 4 第 2 項第 1 号、第 32 条の 5 第 2 項第 4 号、第 32 条の 6 第 2 項第 2 号の規定に適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとする。

○火災予防規則

（タンクの水張検査等）

第 3 6 条 条例第 60 条の規定による指定数量未満の危険物及び指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、当該タンク部分に配管その他附属設備を取り付ける前に所定の申請書を提出しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、条例第 59 条第 1 項の規定により届出を要する少量危険物又は指定可燃物の貯蔵タンクの水張検査又は水圧検査について、これらを製造し、又は設置しようとする者の申出により、一定の基準に基づいて検査を行うことができる旨を規定したものである。